

第5章 推進体制等

1 推進体制

(1) 山梨県再犯防止推進会議

学識経験者、司法関係機関、民間支援機関、国、県等で構成される山梨県再犯防止推進会議において、計画に掲げた施策の進捗状況の確認、再犯の防止等に関する課題の検討等を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

(2) 山梨県庁内連携会議

庁内関係各課で構成する連携会議において、全庁的な視点から、情報共有や課題の検討等を行い、計画に位置づけた施策の推進を図ります。

(3) 市町村再犯防止等施策主管課長会議

市町村の再犯防止等の施策を所管する関係課長会議等を開催し、情報共有、課題の検討等を行い、計画に位置づけた施策の推進を図ります。

2 進行管理

計画の推進に当たっては、計画に位置づけた施策を実施する中で、毎年度、PDCA サイクルにより進捗状況について確認を行い、再犯防止推進会議、庁内連携会議、市町村主管課長会議等に報告し、計画の進行管理を行います。